

藤仁館医療福祉専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法及び保健師助産師看護師法等に従って、専門的な知識及び技能を修得させ、保健・医療・福祉事業にたずさわる者を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、藤仁館医療福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を群馬県高崎市東町28番1に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼間部	社会福祉 専門課程	介護福祉学科	2年	40人	80人	2	
	医療 専門課程	看護師学科	3年	40人	120人	3	全日制 3年課程
合 計				80人	200人	5	

2 本校の在学期間は、修業年限の2倍の期間とする。この場合において、在学期間の計算については、休学期間は算入しないものとする。

(学年・学科の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 季節休業（夏季・冬季・春季）は年間を通じて9週間の範囲で学校長が定める。
 - (4) 前号の規定にかかわらず、学校が必要と認めるときには臨時に休業日を定めることができる。
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める介護福祉学科の授業時数は、講義及び演習は15時間で1単位、実習及び実技は30時間で1単位とする。卒業までに履修させる授業時数及び単位数は、1,800時間以上及び160単位以上とする。ただし、1単位時間は45分で90分授業とし、2時間相当の授業時間数とみなす。
- 3 別表第1に定める看護師学科の授業時数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習は15時間から30時間で1単位、実習及び実技は30時間から45時間で1単位、臨地実習については30時間から45時間で1単位とする。卒業までに履修させる授業時数及び単位数は、3000時間以上及び102単位以上とする。
- 4 介護福祉学科の領域「介護」に係る授業については、合併授業は行わない。
- 5 介護福祉学科における社会福祉主事に係る科目の授業については、合併授業又は合同授業は行わない。
- 6 上記第4項、第5項に規定する合同授業とは、介護福祉士養成施設が複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設の課程間において同時に授業を行うことをいい、合併授業とは介護福祉士養成施設と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、学年末において、終講試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時間数が学則に定める授業時数の3分の2（介護実習及び臨地実習は5分の4）に達しない者、授業料を完納していない者は、その科目

について評価を受けることができない。

2 成績評価は、科目ごとに、試験成績、実習の成果、履修状況等を総合して 100 点を満点とし、60 点以上をもって合格とする。

成績は、優（80 点以上）、良（70 点以上 79 点）、可（60 点以上 69 点）、不可（59 点以下）の 4 段階をもって表示し、不可は未修了とする。

（試験の実施）

第 10 条 定期試験は教育計画に定める期日に行う。

（追試験及び再試験）

第 11 条 傷病その他やむを得ないと認める理由により試験を受けることができなかった者に対して追試験を、試験の成績が不可であった者に対して再試験を受けさせることができる。追試験及び再試験の受験には細則に定める手続きを取らなければならない。

（単位の認定）

第 12 条 成績の評価が合格の場合、単位を認定する。

（専門士の称号）

第 13 条 本学の介護福祉学科、看護師学科の修了者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士を称することができる。

（入学前の既修得単位の取扱）

第 14 条 本校看護師学科に入学する以前に放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 3 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本校看護師学科における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 3 備考 2 にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行

規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3に定める基礎分野の履修に替えることができる。

（始業・終業時刻）

第15条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	学科名	始業時刻	終業時刻
昼 間	介護福祉学科	09:20	16:30
	看護師学科	09:30	16:30

ただし、介護福祉学科の介護実習・社会福祉現場実習、看護師学科の臨地実習については、実習施設との調整によって、始業及び終業時刻を決定することとする。

（教職員組織）

第16条 本校に次の教職員を置く。

- （1）学 校 長 1人
- （2）養成所長補佐 1人（看護師学科に配置）
- （3）教 員 23人以上（介護福祉学科 専任3人以上、兼任5人以上）
（看護師学科 専任8人以上、兼任7人以上）
- （4）事務職員 3人以上
- （5）学 校 医 1人

2 教職員の任務については校務分掌規定により定める。

（会議）

第17条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次の各号に掲げる会議を設置する。

- （1）運営会議
- （2）職員会議
- （3）教員会議
- （4）講師会議
- （5）臨地実習指導者会議
- （6）進級会議
- （7）卒業認定会議
- （8）入学試験委員会
- （9）自己点検・自己評価委員会

(10) 教育課程編成委員会

2 前項に規定する会議の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第18条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者を本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学時期)

第19条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続・許可)

第20条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第28条第3項に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して学力検査、面接による入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学許可された者は、入学許可の日から8日以内に第28条第1項に定める入学金を納入し、身元保証人（以下「保証人」という。）2人が連署した誓約書を提出しなければならない。保証人は身元が確実で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。保証人が資格を失ったときには、直ちに新たな保証人を定め、誓約書を提出しなければならない。

(休学・復学)

第21条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、続けて8日以上休学する場合は、

その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

3 第1項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学・転学)

第23条 本校へ転入学を希望する者がある場合は、教育計画、学科及び実習の進捗が同等であり、かつ定員に欠員が生じている場合に限り許可することができる。

2 転入を許可された者は、所定の授業料の他、転入の年次を問わず入学金、実習費、施設設備費を納めるものとする。

3 在学中に他の学校養成所等に転学を希望するときは、別に定める転学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、校長がこれを除籍する。

(1) 死亡の届出のあった学生

(2) 行方不明の届出のあった学生

(3) 正当な理由がなく欠席が長期にわたるとき

(4) 成業の見込みがないと認めたとき

(5) 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を6ヵ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないとき

(卒業・修了の認定)

第25条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

(卒業証書の授与)

第26条 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第27条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第28条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規定を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学、及び退学とする。

3 退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行うものとする。ただし、国等からの委託を受けて行なう離職者訓練等による受講者等は、委託元が設置する規則によっても退学の決定が判断される。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 納付金

(納付金)

第29条 本校の納付金は、次のとおりとする。

課程名	昼／夜	学科名	入学金	授業料	実習費	施設設備費	合計
社会福祉専門	昼間部	介護福祉学科	100,000	840,000 (840,000)	150,000 (150,000)	180,000 (180,000)	1,270,000 (1,170,000)
医療専門	昼間部	看護師学科	200,000	680,000 (680,000)	200,000 (200,000)	200,000 (200,000)	1,280,000 (1,080,000)

注1 授業料、実習費、施設設備費は年額であり（ ）内は2年次以降の納付額とする。

2 授業料、実習費、施設設備費は年1回払いが原則であるが、申出により分納を認める。

3 入学検定料は、20,000円とする。

4 国等からの委託を受けて行う離職者訓練等による受講者に係る第1項に規定する入学金、授業料等及び第3項に規定する入学検定料については、委託費をもって充当するものとする。

(納入及び納入の特例)

第30条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

3 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(納付金の返還)

第31条 既に納入した授業料、入学金、及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

第6章 健康管理

(健康診断)

第32条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第7章 附帯教育

(附帯教育)

第33条 本校の附帯教育は、次に掲げる養成課程及び講習会とする。

(1) 養成課程

課程名	修業期間	授業時間	定員	総定員	備考
社会福祉士科一般養成課程	1年6ヶ月	3,120時間	320名	320名	通信課程
社会福祉士科短期養成課程	9ヶ月	1,590時間	160名	160名	通信課程
精神保健福祉士科一般養成課程	1年7ヶ月	3,060時間	180名	180名	通信課程
精神保健福祉士科短期養成課程	9ヶ月	1,722時間	380名	380名	通信課程
介護福祉士実務者研修科	6ヶ月	450時間	30名	1,080名	通信課程
看護師科	2年0ヶ月	2,295時間	300名	600名	通信課程

(2) 講習会

講習会名	修業期間	授業時間	定員	備考
介護福祉士 実習指導者講習会	4日間	32時間	30名	週1～2日授業平日又は土・日曜日
社会福祉士 実習指導者講習会	2日間	32時間	30名	週1～2日授業平日又は土・日曜日
精神保健福祉士 実習指導者講習会	2日間	32時間	40名	週1～2日授業平日又は土・日曜日
介護職員 初任者研修	3ヶ月	130時間	30名	週1～2日授業平日又は土・日曜日

2 前項に定める養成課程については、別に定める各養成課程の細則による。

3 前項に定める講習会については、別に定める実施要項による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

なお、平成20年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成23年以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成25年以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

介護福祉士実務者研修科については、平成26年6月1日から施行する。

なお、平成26年5月31日以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、平成27年以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

なお、平成29年以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

なお、令和2年以前の入学者については、従前の学則による。

この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

なお、令和3年以前の入学者については、従前の学則による。

この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

なお、令和5年以前の入学者については、従前の学則による。

この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和6年以前の入学者については、従前の学則による。

この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和7年以前の入学者については、従前の学則による。

この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

学則の細則

(趣旨)

第1条 この細則は、藤仁館医療福祉専門学校（以下「本校」という。）学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、運営上必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生証は、入学時に交付する。

2 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て、各種証明書発行申込書を提出し再交付を受ける。

3 学生証は、卒業又は退学、除籍により学籍を失った場合には、直ちに返還する。

4 学生証の氏名及び住所に異動があったときは、速やかに届け出て訂正を受ける。

(本籍・住所・氏名の届出)

第3条 入学時、学生は学生カードを提出する。

2 学生又は保証人が本籍、住所又は氏名を変更したときは、身上異動届を提出する。

(身元保証人)

第4条 身元保証人（以下「保証人」という。）は身元が確実で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 保証人のうち一人は当該学生の保護者でなければならない。ただし、学生が成年に達している場合にはこれに準ずる者とする。

3 保証人の異動または住所等の変更があった場合には速やかに届け出なければならない。

(欠席・欠課)

第5条 欠席又は欠課をしようとするものは、事前に所定の用紙により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりそれが困難である場合は登校した日に届け出るものとする。

2 届け出がない場合は無断欠席とする。

3 長期にわたり欠席する場合は、診断書等その理由を証する書面を提出する。

(特別欠席)

第6条 特別欠席とは次の各号の一に該当する場合で、その期間の欠席は学則第9条（成績評価）に掛る授業時数の換算には含まれないものとする。

(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第32条第3項の規定により準用される同法第19条の規定（感染症の予防措置）により、出席停止をさせる場合

(2) 忌引の場合

(3) 非常災害、交通機関の途絶その他不可抗力による場合

(4) 国家試験、入学試験または就職試験を受験する場合

(5) その他校長が特別の事情があると認めた場合

2 特別欠席は公欠届により届け出て校長の承認を受けた事項に限る。

- 3 第1項第1号に規定する出席停止については医師の登校許可が出るまでの期間とする。
- 4 第1項第2号に規定する忌引は、一親等の血族・姻族（父母、子）または配偶者は7日、二親等の血族・姻族（祖父母、兄弟姉妹）3日（休日を含む）までとする。ただし、公欠届と併せて会葬御礼状を添付し届け出る。

（遅刻・早退）

第7条 遅刻又は早退をしようとする場合、もしくは行った場合は所定の用紙により届け出なければならない。

- 2 遅刻とは授業開始時刻後30分以内の入室をいい、早退とは授業終了時刻前30分以内の退出をいう。
- 3 30分を超えての入室または退室は2時間の欠課とする。
- 4 遅刻及び早退は合計3回で2時間の欠課とみなす。

（試験）

第8条 試験は、原則として各講義の終了時に行う。

- 2 試験は、終講試験を原則とするが、教場試験（授業時間内に行うもの）も実施する。また、レポート提出、作品提出、平常点をもって試験に代えることもある。
- 3 試験を受験するためには、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。
 - （1）出席、その他単位認定者の指示した受験要件を備えていること。
 - （2）所定の学費を定められた期日までに納入していること。
 - （3）学科試験は当該科目の出席必要時間数の3分の2以上出席しなければ受けることができない。ただし、3分の1以上欠席した場合、第7条（特別欠席）に該当する者は単位認定者の指示した受験要件を備えていること。
- 4 試験受験時には学生証を机の上に提示する。
- 5 着席順は監督者の指示に従う。
- 6 休学中の者は試験を受験することができない。
- 7 受験資格を有しない者の受けた試験は無効とする。
- 8 筆記試験時の入退場については、次の各号に定めるところによる。
 - （1）試験開始後20分を経過した時は試験場に入場できない。
 - （2）試験開始後30分を経過するまでは試験場から退場できない。
 - （3）試験中に退場した場合は、再入場を認めない。
 - （4）答案は試験場を退場するときに必ず提出する。無断で持ち出した場合は、理由の如何を問わず放棄したものとみなす。
- 9 試験中に不正な行為があったときは直ちに退出となりその答案は無効とし、その科目は不可とする。さらに停学の処分に付する。
- 10 学校長は、不正行為を行った学生に対し、戒告、停学又は退学などの処分を行う。
- 11 試験中は、すべて監督者の指示に従うこと。

(追試験)

第9条 病気その他やむを得ない理由で終講試験・教場試験を欠席したもの、レポート提出等ができなかった者を対象とする。

2 追試験を願い出る場合は、試験日を含めて4日以内（休日は含まない）に追試験の手続きを行わなければならない。提出物の場合は提出期限日を含めて4日以内（休日は含まない）に手続きを行わなければならない。

3 追試験料は、1科目につき1,000円とする。ただし、就職試験等・交通機関等の事故・忌引の場合は不要。

4 追試験願には次の書類を添付する。

①就職試験等の場合……公務員試験等は受験票の写し

企業等の就職試験等は指定された用紙に企業等の印をもらう

②交通機関事故の場合…事故証明書（当該交通機関発行のもの）

③病気の場合………医師の診断書

④忌引の場合………公欠届（会葬御礼状を添付）

⑤その他やむを得ない事情がある場合…事由を証明する書類

上記の理由以外は、追試験の対象としない。

5 追試験願の提出時に許可書が交付されるので、受験時に提示する。

6 追試における成績は、取得得点よりその1割を減点した得点を得点とし評価する。
ただし、就職試験等・交通機関等の事故・忌引の場合は減点しない。

7 追試験欠席は不可とする。

8 追試験で不可となった者を対象とする再試験はない。

(再試験)

第10条 終講試験・教場試験で不可（59点以下）になった者を対象とする。（科目によっては、再試験を行わないこともある）

2 再試験を願い出る場合は、成績発表日を含めて4日以内（休日は含まない）に手続きを行わなければならない。

3 再試験料は、1科目につき2,000円とする。

4 再試験願の提出時に許可書が交付されるので、受験時に提示する。

5 再試験における評価は可または不可とする。

6 再試験は1回のみ実施され、欠席は不可とする。

7 再試験願の手続きを行わなかった場合は不可とする。

(レポートの提出)

第11条 レポートの提出については、原則として各授業担当者の指示に従う。

2 レポートは、期限内に必ずクラス委員又は代表者がまとめて、番号順に整理の上提出する。

3 レポートには、授業科目、担当者、学科名、クラス、学籍番号、氏名を記入し、ホチ

キスで止めて提出する。

- 4 定められた期日、時間を過ぎたものは提出できない。ただし、正当な理由のあるものについては、追試験と同様に扱う。

(休講・補講・補習)

第12条 授業担当者の都合により休講になる場合は、掲示板に掲載する。

- 2 授業担当者からの連絡日時によっては掲載できない場合もある。
- 3 休講の掲示がなく始業時より30分以上経過しても連絡がない場合は、事務局へ申し出て指示を受ける。
- 4 休講となった授業の補講については掲示板に掲示する。
- 5 第6条に規定する特別欠席に該当する場合、補習を受けることができる。
- 6 補習を受けようとする者は、補習願を提出しなければならない。

(再履修)

第13条 単位が取得できなかった科目は、次年度に再履修しなければならない。ただし、単位認定者が特別に認めた場合は、別の方法により再履修することができる。

(緊急事態発生時の授業・試験等の取扱い)

第14条 交通機関のストライキや運休、気象警報の発令など緊急事態が発生した場合の授業等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 前橋地方気象台から発表される気象警報の内「高崎前橋地域」又は「群馬県全域」に「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雨警報」が発令された場合における授業の取扱いは以下の通りとする。

- 1 介護福祉学科

- ①午前6時までに警報が解除された場合、平常通り行う。
- ①午前10時までに警報が解除された場合、3時限目より行う。
- ②午前10時を過ぎても「警報」が発令中の場合、終日休講とする。
- ③授業実施時間帯に警報が発令された場合は、校長の判断により、その後に開始する授業を休講とする。
- ④上記以外の場合又は特別の事情がある場合は、校長の判断により措置を決定する。

- 2 看護師学科

- ①午前10時に警報が発令中の場合、1時限・2時限目の授業を休講とする。
- ②午後2時に「警報」が発令中の場合、終日休講とする。
- ③授業実施時間帯に警報が発令された場合は、校長の判断により、その後に開始する授業を休講とする。
- ④上記以外の場合又は特別の事情がある場合は、校長の判断により措置を決定する。

- (2) 自然災害やストライキなどで公共交通機関が全て運休になった場合

1 介護福祉学科

- ①午前6時までに運転が再開された場合、平常通り行う。
- ①午前10時までに運転が再開された場合、3時限目より行う。
- ②午前10時を過ぎても運転が再開されない場合、終日休講とする。
- ③授業実施時間帯に運行が停止した場合は、校長の判断により、その後に開始する授業を休講とする。
- ④上記以外の場合又は特別の事情がある場合は、校長の判断により措置を決定する。

2 看護師学科

- ①午前10時に運転が再開された場合、1時限・2時限目の授業を休講とする。
- ②午後2時を過ぎても運転が再開されない場合、終日休講とする。
- ③授業実施時間帯に運行が停止した場合は、校長の判断により、その後に開始する授業を休講とする。
- ④上記以外の場合又は特別の事情がある場合は、校長の判断により措置を決定する。

- (3) 定期試験等について上記取扱いにより実施されなかった場合は後日実施するため振替日程を掲示する。

(実習)

第15条 実習は定められた実習要項に従い履修する。

- 2 実習評価は、実習内容、実習態度、出席態度、レポート等から総合的に単位認定者が評価する。
- 3 実習を履修するためには患者の安全を確保するために看護技術を実践可能なレベルまで習得していなければならない。
- 4 患者及び自己を感染の危険から守るために特別な理由がない限り必要な予防接種を受けていなければならない。

(追実習・再実習)

第16条 進級または卒業のため、次の各号の一に該当する者については追実習及び再実習を受けることができる。この場合は、単位認定者が許可する場合に実施される。

(1) 追実習

病気その他やむを得ない事情のため、当該実習の規定の実習時間数の1/3以上欠席した者

(2) 再実習

実習成績の評定が及第点に満たない者

- 2 追実習及び再実習の内容、方法、期間は学校行事、授業等に影響のない範囲で担当教員が決定する。
- 3 追実習及び再実習の評定は追試験及び再試験に準ずる。

- 4 必要に応じて追実習及び再実習の実施判断は教員会議において審議する。
- 5 追実習及び再実習を受けようとする者は、当該実習の成績判定公示があった日または担当教員より指示された日から3日以内に追実習・再実習願を提出しなければならない。

必要書類

- (1) 追実習・再実習願
 - (2) 本人の病気・負傷の場合、医師の診断書等
 - (3) 二親等以内の親族の死亡の場合、会葬礼状等
 - (4) 実習当日の交通機関の事故又は延着 事故又は延着証明書
 - (5) 就職・進学試験の場合、受験証明書
 - (6) 災害時、被災証明書
 - (7) その他 内容を証明できる書類
- 6 追実習及び再実習に必要な費用は実習施設に支払う実習費等に応じて別途徴収する。
(納付金)

第17条 学生納付金は学則第28条に規定するとおりとする。

- 2 納付期限は以下のとおりとする。
 - (1) 1年次 募集要項に定める期日まで
 - (2) 2年次 1年次の3月31日まで
 - (3) 3年次 2年次の3月31日まで

(証明書の交付)

第18条 学生が次の証明書を必要とする場合は各種証明書等発行願を提出して交付を受ける。

- (1) 学生証
- (2) 在学証明書
- (3) 推薦書
- (4) 卒業証明書
- (5) 卒業見込証明書
- (6) 在籍証明書
- (7) 成績証明書
- (8) 運賃割引証 (学割)
- (9) 通学証明証
- (10) 健康診断書

(その他)

第19条 その他必要な事項は、学校長が定める。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

この細則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

屋間部 医療専門課程 看護師学科（3年制）								
分野	授業科目	単位数				授業 時数		
		計	取得年次					
			1年次	2年次	3年次			
基礎分野	科学的 思考の基礎	論理学	1	1			30	
		生物学	1	1			30	
		情報科学	1	1			30	
		発達心理学	1	1			30	
		医療英語	1	1			30	
	人間と生活・社会の理解	教育学	1	1			15	
		医療経済学	1	1			15	
		人間関係論	1	1			30	
		コミュニケーション論	1	1			30	
		生命倫理学	1	1			30	
		芸術	1			1	15	
		レクリエーション・体育	1	1			30	
		社会学	1	1			15	
		地域の歴史と文化	1	1			15	
小計	14	13	0	1	345			
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	1			30	
		解剖生理学Ⅱ	1	1			30	
		解剖生理学Ⅲ	1	1			30	
		解剖生理学Ⅳ	1	1			30	
		解剖生理学Ⅴ	1	1			30	
		生化学	1	1			30	
		栄養学	1	1			30	
		薬理学	1	1			30	
		疾病の成り立ちと回復の促進	疾病と治療Ⅰ	1	1			30
			疾病と治療Ⅱ	1	1			30
	疾病と治療Ⅲ		1	1			30	
	疾病と治療Ⅳ		1	1			30	
	疾病と治療Ⅴ		1	1			30	
	疾病と治療Ⅵ		1	1			30	
	疾病と治療Ⅶ		1	1			15	
	健康支援と社会保障制度	微生物学	1	1			15	
		臨床の検査	1	1			15	
		公衆衛生学	2		2		30	
		関係法規	1		1		15	
		社会保障と社会福祉	1		1		15	
	総合医療論	2		2		30		
	小計	23	17	6	0	555		
	専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論	1	1			30
看護理論			1	1			15	
看護研究Ⅰ			1		1		15	
看護研究Ⅱ			1			1	30	
共通基本技術			1	1			30	
日常生活援助技術Ⅰ			1	1			30	
日常生活援助技術Ⅱ			1	1			30	
日常生活援助技術Ⅲ			1	1			30	
看護展開技術Ⅰ			1	1			30	
看護展開技術Ⅱ			1	1			30	
診療補助技術			2	2			45	
臨地実習			基礎看護実習Ⅰ（A・B）	1	1			45
			基礎看護実習Ⅱ	2		2		90
			小計	15	11	3	1	450
対象特 性別 看護		成人看護学 /老年看護学	成人看護学概論	1	1			30
			成人の健康障害に応じた看護Ⅰ	1	1			30
			成人の健康障害に応じた看護Ⅱ	1	1			30
			成人の健康障害に応じた看護Ⅲ	1		1		30
			成人の健康障害に応じた看護Ⅳ	1		1		30
			成人の看護展開技術	1		1		30
			老年看護学概論	1	1			30
		小児看護学	高齢者の特徴に応じた看護技術	1		1		15
			高齢者の健康障害に応じた看護	1		1		30
			高齢者の看護展開技術	1		1		30
			小児看護学概論	1		1		30
			子どもの健康障害に応じた看護	1		1		15
			疾患をもつ子どもと家族の看護	1		1		30
		母性看護学	小児の看護展開技術	1		1		30
			母性看護学概論	1		1		30
			妊娠期、分娩期の看護	1		1		30
			産褥期、新生児期の看護	1		1		30
			妊産婦の看護展開技術	1		1		15
			精神看護学概論	1	1			30
精神看護学		精神の健康障害に応じた看護	1		1		30	
		精神に障がいをもつ人の生活援助	1		1		30	
		精神に障がいをもつ人の看護展開技術	1		1		15	
拡がる 看護 の 場 で の		健康レベル別看護	健康レベル別看護Ⅰ	1		1		30
			健康レベル別看護Ⅱ	1		1		30
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	1	1			30
			地域・在宅看護基礎知識Ⅰ	1	1			15
			地域・在宅看護基礎知識Ⅱ	1		1		15
看護の統合と実践		地域・在宅看護技術	3			3	45	
		看護管理	1			1	15	
		医療安全Ⅰ	1		1		15	
		医療安全Ⅱ	1			1	15	
		災害・国際看護	1			1	30	
統合看護技術		1			1	30		
小計		35	7	21	7	870		
看護実習		対象特 性別 実習	成人看護学 /老年看護学	成人・老年看護学実習Ⅰ	2	2		90
			成人・老年看護学実習Ⅱ	2		2		90
			小児看護学	小児看護学実習	2	2		90
			母性看護学	母性看護学実習	2		2	90
		精神看護学	精神看護学実習	2		2	90	
		の拡がる 看護 実 場 で	健康レベル別看護	健康レベル別看護実習Ⅰ	2	2		90
				健康レベル別看護実習Ⅱ	2		2	90
			地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	2	2		90
				地域・在宅看護論実習Ⅱ	2		2	90
	看護の統合と実践実習			2		2	90	
統合看護論実習	2				2	90		
合計	小計	20	0	8	12	900		
		107	48	38	21	3120		

網掛け・・・実習は2年3年のいずれかの期間に実施する。

社会福祉士科一般養成課程（通信）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、藤仁館医療福祉専門学校が附帯教育として設置する社会福祉士科一般養成課程（通信）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本課程は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）に基づき社会福祉士として必要な基礎、専門知識、技能を教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与え、もって社会福祉、福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

（位置）

第3条 本課程は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番1に置く。

（科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域）

第4条 科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域は、次の通りとする。

科名	課程	修業年限	入学定員	通信対象地域
社会福祉士科	一般養成課程 （通信）	1年6ヶ月	320名	群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、 長野県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、 宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、 青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は別表の通りとする。

（学期）

第6条 学期は、次の通りとする。

社会福祉士科一般養成課程（通信）

第1学期	4月1日から8月31日まで
第2学期	9月1日から12月31日まで
第3学期	翌年1月1日から5月31日まで
第4学期	翌年6月1日から9月30日まで

（教職員組織および事務職員）

第7条 教務は専任教員が担当する。

2. 事務を担当する職員を1名以上置く。

(授業、学習指導)

第8条 授業は、配布する指定テキスト、ワークブック、eラーニング等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対する履修科目課題の提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

2. 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。
3. 受講者は別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、提示された学習課題について各科目毎に確認テストを行った後、期限内に履修科目課題を提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

履修科目課題提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第9条 各科目の面接授業は、別表に定める科目及び時間数として、次に定める時期に行う。

「ソーシャルワーク演習」は1教室20名以下で行う。

第1回	7月上旬～11月下旬
第2回	翌年1月下旬～9月下旬

2. 面接授業期間内において、面接授業科目の理解度を評価するための試験を行う。

(入学資格、入学選考、手続き等)

第10条 社会福祉士科一般養成課程（通信）の入学を希望するものは、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第4条第2号イにより、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及びその他その者に準じるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号、以下「施行規則」という。）第1条の3第3項各号に掲げる者。
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科、又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）、その他その者に準じるものとして施行規則第1条の3第6項に規定する者であって施行規則第2条に規定する指定施設（以下、「指定施設」という。）において1年以上の相談援助の業務に従事したもの。
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準

じるものとして施行規則第1条の3第9項各号に掲げる者であって指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したものの。

(4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

2. 入学者の選考は小論文によって行う。

3. 入学手続きは次の通りとする。

(1) 入学希望者は入学申込書に入学検定料及び小論文を添えて申し込みを行う。

(2) 入学選考は入学申込書、小論文、入学資格等により、定員の範囲内で決定する。

(3) 入学を許可された者は、許可日から7日以内に入学金、授業料等を添えて入学の手続きをとらねばならない。

4. 転入学は認めないものとする。

(科目の合否、再判定、卒業)

第11条 別表に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、確認テスト及び履修科目課題、面接授業に合格しなければならない。確認テスト、履修科目課題、試験等の採点結果は、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とする4段階とし、可以上を合格とする。

2. 面接授業は別表に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。

3. ソーシャルワーク実習は、定められた実習時間数の5分の4以上について実習指導を受けた場合に修了とする。

4. 全科目の判定の結果、不合格と未提出の科目が7科目以内である者は校長に願い出て、当該科目の再判定を1回に限り受けることができる。

この場合、別に定める再判定料を納入し、再度試験を受けなければならない。

5. 全科目に合格した者については、社会福祉士科一般養成課程（通信）の修了を認定し、卒業証書を授与する。

(休学、復学)

第12条 病気その他やむを得ない事情によって、卒業判定において面接授業を終了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学し、別に定める継続授業に復学することができる。

(除籍)

第13条 次の各号に該当するものは除籍する。

(1) 第11条第5項（科目の再判定）及び第12条（休学、復学）に定める手続きを期限内に行わなかった者。

(2) 継続履修科目を定められた決められた期間内において履修しなかった者。

2. 前項の場合、既に納入した授業料は一切返却しない。又、除籍以降の教材は送付しない。

3. 除籍されたものが再入学を希望する場合は第11条に定める入学手続きを経なければならない。

(退学)

第14条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(入学検定料)

第15条 入学検定料は10,000円とする。

(授業料等)

第16条 授業料等は次の通りとする。

(1) 入学金 30,000円

(2) 授業料 300,000円

(3) 実習費 下記に掲げる区分による。

①指定施設による実務経験が1年未満でかつ、精神保健福祉士養成施設等でソーシャルワーク実習等を履修していない者 170,000円

②指定施設による実務経験が1年未満でかつ、精神保健福祉士養成施設等でソーシャルワーク実習等を履修している者 130,000円

注1. 入学金の特例は別に定める。

注2. 授業料の特例は別に定める。

注3. 実習費は実習免除者からは徴収しない。

注4. 既に納入した授業料及び入学検定料は、原則として返還しない。

ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

(賞罰)

第17条 社会福祉士科一般養成課程(通信)の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第21条及び第22条の規定を準用する。

附則

1. 本細則は、平成21年4月1日から施行する。

2. 本細則は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成22年以前の入学者については、従前の学則による。

3. 本細則は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。

4. 本細則は、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成25年以前の入学者については、従前の学則による。

5. 本細則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、平成27年以前の入学者については、従前の学則による。

6. 本細則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、平成28年以前の入学者については、従前の学則による。

7. 本細則は、平成30年4月1日から施行する。

なお、平成29年以前の入学者については、従前の学則による。

8. 本細則は、令和5年4月1日から施行する。

なお、令和4年以前の入学者については、従前の学則による。

9. 本細則は、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和6年以前の入学者については、従前の学則による。

10. 本細則は、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和7年以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表

社会福祉士科一般養成課程（通信）授業科目、授業時間、添削回数

科 目	時間数			添削回数
	実 習	面接授業時間	印刷教材による自宅学習時間	
医学概論			90	1回
心理学と心理的支援			90	1回
社会学と社会システム			90	1回
社会福祉の原理と政策			180	2回
社会福祉調査の基礎			90	1回
ソーシャルワークの基盤と専門職			90	1回
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）			90	1回
ソーシャルワークの理論と方法			180	2回
ソーシャルワークの理論と方法（専門）			180	2回
地域福祉と包括的支援体制			180	2回
福祉サービスの組織と経営			90	1回
社会保障			180	2回
高齢者福祉			90	1回
障害者福祉			90	1回
児童・家庭福祉			90	1回
貧困に対する支援			90	1回
保健医療福祉			45	1回
権利擁護を支える法制度			90	1回
刑事司法と福祉			90	1回
ソーシャルワーク演習		45	81	1回
ソーシャルワーク演習（専門）			324	4回
ソーシャルワーク実習指導		27	243	3回
ソーシャルワーク実習	240			
合計	240	72	2,808	

注 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し又は入所する者については、ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の履修を免除する。

社会福祉士科一般養成課程（通信）入学に関する特別条件

入学申し込み時点において、本校指定地域である東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県に在住又は勤務していない者であっても、4月1日以降、転勤等により前記1都19県に居住する者については、別に定める所定の申請書を校長に提出し、承諾されれば入学することが出来る。

また、現在在学中の大学等を卒業後、前記1都19県に在る両親等の元に戻り就職する予定の者、或いは就職が決まっているものについても、同様申請書を校長宛に提出し入学承認を受けることが出来る。

但し、当面の仕事がフリーターである等仕事の永続性に疑問がある場合は、当面の自己の生活展望について記載した書類も併せ提出させることがある。

上記手続きにより入学したものは、4月中に、前記1都19県に居住していること、或いは勤務していることを証明する書類（例えば辞令の写し等）又は住民票を提出しなければならない。

これに違反していることが判明した場合は、入学を取り消すものとする。

この場合既に納入した授業料等は一切返還しない。

本校に入学した後で、転勤その他理由により前記1都19県以外の地域に転居する場合は速やかに学校に届け出て専任教員の指示を受けるものとする。この場合、継続受講の要件は面接授業への出席、現場実習（現場実習を必要とする者）を修了することが条件となる。

令和 年 月 日

藤仁館医療福祉専門学校
校長 殿

氏名（申請者）

入学許可申請

私は、下記理由、予定により現在の居住地を移転することになっておりますので、貴校社会福祉士科一般養成課程（通信）に入学することを許可下さるようお願いいたします。

記

1. 現住所
2. 転居理由
3. 転居予定地（未定の場合は東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県）
4. 転居予定日
5. 添付書類

以上

入学年4月末までに上記予定を守らなかった場合、貴校社会福祉士科一般養成課程（通信）を退学させられても異議を申さないことを誓います。

住所

氏名

印

社会福祉士科短期養成課程（通信）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、藤仁館医療福祉専門学校が附帯教育として設置する社会福祉士科短期養成課程（通信）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本課程は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）に基づき社会福祉士として必要な基礎、専門知識、技術を教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与え、もって社会福祉、福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

（位置）

第3条 本課程は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番地1に置く。

（科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域）

第4条 養成課程、修業年限、定員、対象地域は、次の通りとする。

科名	課程	修業年限	入学定員	通信対象地域
社会福祉士科	短期養成課程 （通信）	9ヶ月	160名	群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は別表の通りとする。

（学期）

第6条 学期は、次の通りとする。

社会福祉士科短期養成課程（通信）

第1学期	4月1日から8月31日まで
第2学期	9月1日から12月31日まで

（教職員組織および事務職員）

第7条 教務は専任教員が担当する。

2 事務を担当する職員を1名以上置く。

(授業、学習指導)

第8条 授業は、配布する指定テキスト、ワークブック、eラーニング等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対する履修科目課題の提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

2. 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。

3. 受講者は別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、指示された学習課題について各科目毎に確認テストを行った後、期限内に履修科目課題を提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

レポート提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第9条 各科目の面接授業は、別表に定める科目及び時間数として、次に定める時期に行う。

「ソーシャルワーク演習」は1教室20名以下で行う。

第1回	5月上旬から12月下旬
-----	-------------

2. 面接授業期間内において、面接授業科目の理解度を評価するための試験を行う。

(入学資格、入学選考、手続き等)

第10条 社会福祉士科短期養成課程（通信）の入学を希望するものは、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第3条第二号イにより、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法第7条第二号に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号以下「施行規則」という。）第1条第3第2項各号に掲げる者。

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第1条の3第5項各号に掲げる者であって、施行規則第2条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したものの。

- (3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者又は施行規則第1条の3第8項各号に掲げる者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの。
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉士法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上である者。

2. 前項に規定する基礎科目とは、下記に掲げるものである。

- (1) 医学概論
- (2) 心理学と心理的支援
- (3) 社会学と社会システム
- (4) 社会保障
- (5) 権利擁護を支える法制度
- (6) 高齢者福祉
- (7) 障害者福祉
- (8) 児童・家庭福祉
- (9) 貧困に対する支援
- (10) 保健医療と福祉
- (11) 刑事司法と福祉
- (12) ソーシャルワークの基盤と専門職
- (13) ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
- (14) 社会福祉調査の基礎
- (15) 福祉サービスの組織と経営
- (16) ソーシャルワーク演習

3. 入学の選考は小論文によって行う。

4. 入学手続は次の通りとする。

- (1) 入学希望者は入学申込書に入学検定料及び小論文を添えて申し込みを行う。
- (2) 入学選考は入学申込書、小論文、入学資格等により、定員の範囲内で決定する。
- (3) 入学を許可された者は、許可日から7日以内に入学金、授業料等を添えて入学の手続きをとらねばならない。

5. 転入学は認めないものとする。

(科目の合否、再判定、卒業)

第11条 細則別表に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、確認テスト及び履修科目課題、面接授業に合格しなければならない。確認テスト、履修科目課題、試験等の採点結果は、80点以上を優 70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とする4段階とし、可以上を合格とする。

2. 面接授業は別表に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。

3. ソーシャルワーク実習は、定められた実習時間数の5分の4以上について実習指導を受けた場合に修了とする。

4. 全科目の判定の結果、不合格と未提出の科目が5科目以内である者は校長に願い出て、当該科目の再判定を1回に限り受けることができる。

この場合、別に定める再判定料を納入し、再度試験を受けなければならない。

5. 全科目に合格した者については、社会福祉士科短期養成課程（通信）の修了を認定し、卒業証書を授与する。

(休学、復学)

第12条 病気その他やむを得ない事情によって、卒業判定において面接授業を終了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学し、別に定める継続授業に復学することができる。

(除籍)

第13条 次の各号に該当するものは除籍する。

(1) 第11条第5項（科目の再判定）及び第12条（休学、復学）に定める手続きを期限内に行わなかった者。

(2) 継続履修科目を定められた決められた期間内において履修しなかった者。

2. 前項の場合、既に納入した授業料は一切返却しない。又、除籍以降の教材は送付しない。

3. 除籍されたものが再入学を希望する場合は第10条に定める入学手続きを経なければならない。

(退学)

第14条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(入学検定料)

第15条 入学検定料は、10,000円とする。

(授業料等)

第16条 授業料等は次の通りとする。

- | | |
|--|--------------|
| (1) 入学金 | 30,000円 |
| (2) 授業料 | 200,000円 |
| (3) 実習費 | 下記に掲げる区分による。 |
| ①指定施設による実務経験が1年未満でかつ、精神保健福祉士養成施設等で
ソーシャルワーク実習等を履修していない者 | 170,000円 |
| ②指定施設による実務経験が1年未満でかつ、精神保健福祉士養成施設等で
ソーシャルワーク実習等を履修している者 | 130,000円 |

注1. 入学金の特例は別に定める。

注2. 授業料の特例は別に定める。

注3. 実習費は実習免除者からは徴収しない。

注4. 既に納入した授業料及び入学検定料は、原則として返還しない。

ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

(賞罰)

第17条 社会福祉士科短期養成課程(通信)の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第21条及び第22条の規定を準用する。

附則

- 1、本細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2、本細則は、平成25年4月1日から施行する。
なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。
- 3、本細則は、平成29年4月1日から施行する。
なお、平成28年以前の入学者については、従前の学則による。
- 4、本細則は、平成30年4月1日から施行する。
なお、平成29年以前の入学者については、従前の学則による。
- 5、本細則は、令和5年4月1日から施行する。
なお、令和4年以前の入学者については、従前の学則による。
- 6、本細則は、令和6年4月1日から施行する。
なお、令和5年以前の入学者については、従前の学則による。
- 7、本細則は、令和7年4月1日から施行する。
なお、令和6年以前の入学者については、従前の学則による。
- 8、本細則は、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和7年以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表

社会福祉士科短期養成課程（通信）授業科目、授業時間、添削回数

科 目	時間数			添削回数
	実 習	面接授業時間	印刷教材による自宅学習時間	
社会福祉の原理と政策			180	2回
ソーシャルワークの理論と方法			180	2回
ソーシャルワークの理論と方法（専門）			180	2回
地域福祉と包括的支援体制			180	2回
ソーシャルワーク演習（専門）		36	324	4回
ソーシャルワーク実習指導		27	243	3回
ソーシャルワーク実習	240			
合計	240	63	1,287	

注 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し又は入所する者については、ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の履修を免除する。

社会福祉士科短期養成課程（通信）入学に関する特別条件

入学申し込み時点において、本校指定地域である東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県に在住又は勤務していない者であっても、4月1日以降、転勤等により前記1都19県に居住する者については、別に定める所定の申請書を校長に提出し、承諾されれば入学することが出来る。

また、現在在学中の大学等を卒業後、前記1都19県に在る両親等の元に戻り就職する予定の者、或いは就職が決まっているものについても、同様申請書を校長宛に提出し入学承認を受けることが出来る。

但し、当面の仕事がフリーターである等仕事の永続性に疑問がある場合は、当面の自己の生活展望について記載した書類も併せ提出させることがある。

上記手続きにより入学したものは、4月中に、前記1都19県に居住していること、或いは勤務していることを証明する書類（例えば辞令の写し等）又は住民票を提出しなければならない。

これに違反していることが判明した場合は、入学を取り消すものとする。

この場合既に納入した授業料等は一切返還しない。

本校に入学した後で、転勤その他理由により前記1都19県以外の地域に転居する場合は速やかに学校に届け出て専任教員の指示を受けるものとする。この場合、継続受講の要件は面接授業への出席、現場実習（現場実習を必要とする者）を修了することが条件となる。

令和 年 月 日

藤仁館医療福祉専門学校
校長 殿

氏名（申請者）

入学許可申請

私は、下記理由、予定により現在の居住地を移転することになっておりますので、貴校社会福祉士科短期養成課程（通信）に入学することを許可下さるようお願いいたします。

記

1. 現住所
2. 転居理由
3. 転居予定地（未定の場合は東京都、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県）
4. 転居予定日
5. 添付書類

以上

入学年4月末までに上記予定を守らなかった場合、貴校社会福祉士科短期養成課程（通信）を退学させられても異議を申さないことを誓います。

住所

氏名

印

精神保健福祉士科一般養成課程（通信）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、藤仁館医療福祉専門学校が附帯教育として設置する精神保健福祉士科一般養成課程（通信）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本課程は、「精神保健福祉士法」（平成9年12月19日法律第131号）に基づき精神保健福祉士として必要な基礎、専門知識、技能を教授し、精神保健福祉士国家試験の受験資格を与え、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的にする。

（位置）

第3条 本課程は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番1に置く。

（科目、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域）

第4条 科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域は、次の通りとする。

科名	課程	修業年限	入学定員	通信対象地域
精神保健福祉士科	一般養成課程 （通信）	1年7ヶ月	180名	群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は別表の通りとする。

（学期）

第6条 学期は、次の通りとする。

精神保健福祉士科一般養成課程（通信）

第1学期	4月1日から8月31日まで
第2学期	9月1日から12月31日まで
第3学期	翌年1月1日から5月31日まで
第4学期	翌年6月1日から10月31日まで

(教職員組織および事務職員)

第7条 教務は専任教員が担当する。

2. 事務を担当する職員を1名以上置く。

(授業、学習指導)

第8条 授業は、配布する指定テキスト、ワークブック、eラーニング等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

2. 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。
3. 受講者は別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、提示された学習課題について各科目毎に確認テストを行った後、期限内にレポートを提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

レポート提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第9条 各科目の面接授業は、別表に定める科目及び時間数として、次に定める時期に行う。

「ソーシャルワーク演習」は1教室20名以下で行う。

第1回	5月上旬～翌年1月下旬
第2回	翌年5月上旬～10月下旬

実習指導と演習を除く科目については遠隔授業を実施し、遠隔授業の受講後、課題を提出することで面接授業の受講と同等の扱いとする。

2. 面接授業期間内において、面接授業科目の理解度を評価するための試験を行う。

(入学資格、入学選考、手続き等)

第10条 精神保健福祉士科一般養成課程（通信）の入学を希望するものは、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年1月30日厚生省令第12号）第6条第二号イにより、次のいずれか該当するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則（平成10年1月30日厚生省令第11号、以下「施行規則」という。）第1条の2第3項で定める者。
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の2第6項に規定する者

であって、法第7条第2号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したものの。

(3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の2第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したものの。

(4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

2. 入学者の選考は小論文によって行う。

3. 入学手続きは次の通りとする。

(1) 入学希望者は入学申込書に入学検定料及び小論文を添えて申し込みを行う。

(2) 入学選考は入学申込書、小論文、入学資格等により、定員の範囲内で決定する。

(3) 入学を許可された者は、許可日から7日以内に入学金、授業料等を添えて入学の手続きをとらねばならない。

4. 転入学は認めないものとする。

(科目の合否、再判定、卒業)

第11条 別表に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、確認テスト及びレポート、面接授業に合格しなければならない。確認テスト、レポート、試験等の採点結果は、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とする4段階とし、可以上を合格とする。

2. 面接授業は別表に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。

3. ソーシャルワーク実習は、定められた実習時間数の5分の4以上について実習指導を受けた場合に修了とする。

4. 全科目の判定の結果、不合格の科目と期末レポートの未提出科目が5科目以内である者は校長に願い出て、当該科目の再判定を1回に限り受けることができる。この場合、別に定める再判定料を納入し、再度試験を受けなければならない。

5. 全科目に合格した者については、精神保健福祉士科一般養成課程（通信）の修了を認定し、卒業証書を授与する。

(休学、復学)

第12条 病気その他やむを得ない事情によって、卒業判定において面接授業を終了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学し、別に定める継続授業に復学することができる。

(除籍)

第13条 次の各号に該当するものは除籍する。

(1) 第11条第5項（科目の再判定）及び第12条（休学、復学）に定める手続

きを期限内に行わなかった者。

(2) 継続履修科目を定められた決められた期間内において履修しなかった者。

2. 前項の場合、既に納入した授業料は一切返却しない。又、除籍以降の教材は送付しない。

3. 除籍されたものが再入学を希望する場合は第10条に定める入学手続きを経なければならない。

(退学)

第14条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(入学検定料)

第15条 入学検定料は、10,000円とする。

(授業料等)

第16条 授業料等は次の通りとする。

(1) 入学金 30,000円

(2) 授業料 305,000円

(3) 実習費 下記に掲げる区分による。

①指定施設による実務経験が1年未満でかつ、社会福祉士の資格を有しない者

230,000円

②指定施設による実務経験が1年未満でかつ、社会福祉士の資格を有している者

160,000円

注1. 入学金の特例は別に定める。

注2. 授業料の特例は別に定める。

注3. 実習費は実習免除者からは徴収しない。

注4. 既に納入した授業料及び入学検定料は、原則として返還しない。

ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

(賞罰)

第17条 精神保健福祉士科一般養成課程(通信)の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第21条及び第22条の規定を準用する。

附則

1. 本細則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 本細則は、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成23年度以前の入学者については、従前の学則による。

3. 本細則は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。

4. 本細則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、平成28年以前の入学者については、従前の学則による。

5. 本細則は、平成30年4月1日から施行する。

なお、平成29年以前の入学者については、従前の学則による。

6. 本細則は、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和6年以前の入学者については、従前の学則による。

7. 本細則は、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和7年以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表

精神保健福祉士科一般養成課程（通信）授業科目、授業時間、添削回数

科 目	時間数			添削回数
	実 習	面接授業 時 間	印刷教材に よる自宅学 習時間	
医学概論			90	1回
心理学と心理的支援			90	1回
社会学と社会システム			90	1回
社会福祉の原理と政策			180	2回
地域福祉と包括的支援体制			180	2回
社会保障			180	2回
障害者福祉			90	1回
権利擁護を支える法制度			90	1回
刑事司法と福祉			90	1回
社会福祉調査の基礎			90	1回
精神医学と精神医療		6	162	2回
現代の精神保健の課題と支援		6	162	2回
ソーシャルワークの基盤と専門職		3	81	1回
精神保健福祉の原理		6	162	2回
ソーシャルワークの理論と方法		6	162	2回
ソーシャルワークの理論と方法（専門）		6	162	2回
精神障害リハビリテーション論		3	81	1回
精神保健福祉制度論		3	81	1回
ソーシャルワーク演習		3	81	1回
ソーシャルワーク演習（専門）		9	243	3回
ソーシャルワーク実習指導		9	243	3回
ソーシャルワーク実習	210			
合計	210	60	2,790	

注 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し又は入所する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習は免除するものとする。

精神保健福祉士科一般養成課程（通信）入学に関する特別条件

入学申し込み時点において、本校指定地域である東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県に在住又は勤務していない者であっても、4月1日以降、転勤等により前記1都19県に居住する者については、別に定める所定の申請書を校長に提出し、承諾されれば入学することが出来る。

また、現在在学中の大学等を卒業後、前記1都19県に在る両親等の元に戻り就職する予定の者、或いは就職が決まっているものについても、同様申請書を校長宛に提出し入学承認を受けることが出来る。

但し、当面の仕事がフリーターである等仕事の永続性に疑問がある場合は、当面の自己の生活展望について記載した書類も併せ提出させることがある。

上記手続きにより入学したものは、4月中に、前記1都19県に居住していること、或いは勤務していることを証明する書類（例えば辞令の写し等）又は住民票を提出しなければならない。

これに違反していることが判明した場合は、入学を取り消すものとする。

この場合既に納入した授業料等は一切返還しない。

本校に入学した後で、転勤その他理由により前記1都19県以外の地域に転居する場合は速やかに学校に届け出て専任教員の指示を受けるものとする。この場合、継続受講の要件は面接授業への出席、現場実習（現場実習を必要とする者）を修了することが条件となる。

令和 年 月 日

藤仁館医療福祉専門学校
校長 殿

氏名（申請者）

入学許可申請

私は、下記理由、予定により現在の居住地を移転することになっておりますので、貴校精神保健福祉士科一般養成課程（通信）に入学することを許可下さるようお願いいたします。

記

1. 現住所
2. 転居理由
3. 転居予定地（未定の場合は東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県）
4. 転居予定日
5. 添付書類

以上

入学年4月末までに上記予定を守らなかった場合、貴校精神保健福祉士科一般養成課程（通信）を退学させられても異議を申さないことを誓います。

住所

氏名

印

精神保健福祉士科短期養成課程（通信）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、藤仁館医療福祉専門学校が附帯教育として設置する精神保健福祉士科短期養成課程（通信）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本課程は、「精神保健福祉士法」（平成9年12月19日法律第131号）に基づき精神保健福祉士として必要な基礎、専門知識、技能を教授し、精神保健福祉士国家試験の受験資格を与え、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（位置）

第3条 本課程は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番1に置く。

（科目、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域）

第4条 科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域は、次の通りとする。

科名	課程	修業期間	入学定員	通信対象地域
精神保健福祉士科	短期養成課程 (通信)	9ヶ月	380名	群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は別表の通りとする。

（学期）

第6条 学期は、次の通りとする。

精神保健福祉士科短期養成課程（通信）

第1学期	4月1日から8月31日まで
第2学期	9月1日から12月31日まで

（教職員組織および事務職員）

第7条 教務は専任教員が担当する。

2. 事務を担当する職員を1名以上置く。

(授業、学習指導)

第8条 授業は、配布する指定テキスト、ワークブック、eラーニング等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

2. 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。

3. 受講者は別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、提示された学習課題について各科目毎に期限内に確認テストを行った後、レポートを提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

レポート提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第9条 各科目の面接授業は、別表に定める科目及び時間数として、次に定める時期に行う。

「ソーシャルワーク演習」は1教室20名以下で行う。

第1回	5月上旬から12月下旬
-----	-------------

実習指導と演習を除く科目については遠隔授業を実施し、遠隔授業の受講後、課題を提出することで面接授業の受講と同等の扱いとする。

2. 面接授業期間内において、面接授業科目の理解度を評価するための試験を行う。

(入学資格、入学選考、手続き等)

第10条 精神保健福祉士科短期養成課程（通信）の入学を希望するものは、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年1月30日厚生省令第12号）第5条第二号イにより、次のいずれか該当するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において精神保健福祉士法第7条第二号に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則（平成10年1月30日厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第1条の2第2項に規定する者。
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の2第5項に規定する者であって、法第7条第4号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの。

(3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の2第8項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したものの。

(4) 社会福祉士

2. 前項に規定する基礎科目とは、下記に掲げるものである。

(1) 医学概論

(2) 心理学と心理的支援

(3) 社会学と社会システム

(4) 社会福祉の原理と政策

(5) 地域福祉と包括的支援体制

(6) 社会保障

(7) 障害者福祉

(8) 権利擁護を支える法制度

(9) 刑事司法と福祉

(10) 社会福祉調査の基礎

(11) ソーシャルワークの基盤と専門職

(12) ソーシャルワーク演習

3. 入学者の選考は小論文によって行う。

4. 入学手続きは次の通りとする。

(1) 入学希望者は入学申込書に入学検定料及び小論文を添えて申し込みを行う。

(2) 入学選考は入学申込書、小論文、入学資格等により、定員の範囲内で決定する。

(3) 入学を許可された者は、許可日から7日以内に入学金、授業料等を添えて入学の手続きをとらねばならない。

5. 転入学は認めないものとする。

(科目の合否、再判定、卒業)

第11条 別表に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、確認テスト及びレポート、面接授業に合格しなければならない。確認テスト、レポート、試験等の採点結果は、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とする4段階とし、可以上を合格とする。

2. 面接授業は別表に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。

3. ソーシャルワーク実習は、定められた実習時間数の5分の4以上について実習指導を受けた場合に修了とする。

4. 全科目の判定の結果、不合格の科目と期末レポートの未提出科目が5科目以内である者は校長に願い出て、当該科目の再判定を1回に限り受けることができる。この場合、別に定める再判定料を納入し、再度試験を受けなければならない。

5. 全科目に合格した者については、精神保健福祉士科短期養成課程（通信）の修了を認定し、卒業証書を授与する。

（休学、復学）

第12条 病気その他やむを得ない事情によって、卒業判定において面接授業を終了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学し、別に定める継続授業に復学することができる。

（除籍）

第13条 次の各号に該当するものは除籍する。

- （1）第11条第5項（科目の再判定）及び第12条（休学、復学）に定める手続きを期限内に行わなかった者
 - （2）継続履修科目を定められた決められた期間内において履修しなかった者
2. 前項の場合、既に納入した授業料は一切返却しない。又、除籍以降の教材は送付しない。
3. 除籍されたものが再入学を希望する場合は第10条に定める入学手続きを経なければならぬ。

（退学）

第14条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（入学検定料）

第15条 入学検定料は、10,000円とする。

（授業料等）

第16条 授業料等は次の通りとする。

- （1）入学金 30,000円
- （2）授業料 200,000円
- （3）実習費 下記に掲げ区分による。
 - ①指定施設による実務経験が1年未満でかつ、社会福祉士の資格を有しない者
260,000円
 - ②指定施設による実務経験が1年未満でかつ、社会福祉士の資格を有している者
198,000円

注1. 入学金の特例は別に定める。

注2. 授業料の特例は別に定める。

注3. 実習費は実習免除者からは徴収しない。

注4. 既に納入した授業料及び入学検定料は、原則として返還しない。

ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

(賞罰)

第17条 精神保健福祉士科短期養成課程（通信）の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第21条及び第22条の規定を準用する。

附則

1. 本細則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 本細則は、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成23年以前の入学者については、従前の学則による。

3. 本細則は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。

4. 本細則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、平成27年以前の入学者については、従前の学則による。

5. 本細則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、平成28年以前の入学者については、従前の学則による。

6. 本細則は、平成30年4月1日から施行する。

なお、平成29年以前の入学者については、従前の学則による。

7. 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

なお、令和3年以前の入学者については、従前の学則による。

8. 本細則は、令和6年4月1日から施行する。

なお、令和5年以前の入学者については、従前の学則による。

9. 本細則は、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和6年以前の入学者については、従前の学則による。

10. 本細則は、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和7年以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表

精神保健福祉士科短期養成課程（通信）授業科目、授業時間、添削回数

科 目	時間数			添削回数
	実 習	面接授業 時 間	印刷教材に よる自宅学 習時間	
精神医学と精神医療		6	1 6 2	2回
現代の精神保健の課題と支援		6	1 6 2	2回
精神保健福祉の原理		6	1 6 2	2回
ソーシャルワークの理論と方法		6	1 6 2	2回
ソーシャルワークの理論と方法（専門）		6	1 6 2	2回
精神障害リハビリテーション論		3	8 1	1回
精神保健福祉制度論		3	8 1	1回
ソーシャルワーク演習（専門）		9	2 4 3	3回
ソーシャルワーク実習指導		9	2 4 3	3回
ソーシャルワーク実習	2 1 0			
合計	2 1 0	5 4	1 4 5 8	

注 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し又は入所する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習は免除するものとする。

精神保健福祉士科短期養成課程（通信）入学に関する特別条件

入学申し込み時点において、本校指定地域である東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県に在住又は勤務していない者であっても、4月1日以降、転勤等により前記1都19県に居住する者については、別に定める所定の申請書を校長に提出し、承諾されれば入学することが出来る。

また、現在在学中の大学等を卒業後、前記1都19県に在る両親等の元に戻り就職する予定の者、或いは就職が決まっているものについても、同様申請書を校長宛に提出し入学承認を受けることが出来る。

但し、当面の仕事がフリーターである等仕事の永続性に疑問がある場合は、当面の自己の生活展望について記載した書類も併せ提出させることがある。

上記手続きにより入学したものは、4月中に、前記1都19県に居住していること、或いは勤務していることを証明する書類（例えば辞令の写し等）又は住民票を提出しなければならない。

これに違反していることが判明した場合は、入学を取り消すものとする。

この場合既に納入した授業料等は一切返還しない。

本校に入学した後で、転勤その他理由により前記1都19県以外の地域に転居する場合は速やかに学校に届け出て専任教員の指示を受けるものとする。この場合、継続受講の要件は面接授業への出席、現場実習（現場実習を必要とする者）を修了することが条件となる。

令和 年 月 日

藤仁館医療福祉専門学校
校長 殿

氏名（申請者）

入学許可申請

私は、下記理由、予定により現在の居住地を移転することになっておりますので、貴校精神保健福祉士科短期養成課程（通信）に入学することを許可下さるようお願いいたします。

記

1. 現住所
2. 転居理由
3. 転居予定地（未定の場合は東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県、富山県、石川県、静岡県、愛知県）
4. 転居予定日
5. 添付書類

以上

入学年4月末までに上記予定を守らなかった場合、貴校精神保健福祉士科短期養成課程（通信）を退学させられても異議を申さないことを誓います。

住所

氏名

印

介護福祉士実務者研修科（通信課程）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、藤仁館医療福祉専門学校が附帯教育として設置する介護福祉士実務者研修科（通信課程）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本研修科は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）に基づき、介護福祉士として必要な基礎、専門知識、技能を教授し、介護福祉士の国家試験の受験資格を与え、もって社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

（位置）

第3条 本研修科は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番1に置く。

（科名、課程、修業年限、1クラスの定員、総定員、通信対象地域）

第4条 科名、課程、修業年限、1クラスの定員、総定員、通信対象地域は、次の通りとする。

科名	課程	修業年限	1クラスの定員	総定員	通信対象地域
介護福祉士実務者研修科	通信課程	6ヵ月 ただし以下の者は下記期間で修了できることとする ・介護職員基礎研修修了者 1ヶ月以上 ・介護職員初任者研修修了者 2ヶ月以上 ・訪問介護員1級修了者 2ヶ月以上 ・訪問介護員2級修了者 2ヶ月以上 ・訪問介護員3級修了者 2ヶ月以上 ・認知症実践者研修 2ヶ月以上 ・喀痰吸引等研修 2ヶ月以上	30名	1,080名	全国

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は細則別表1の通りとする。

（履修科目の免除）

第6条 履修科目に関する免除については、細則別表2の通りとする。

(開講時期、修業期間、入学定員)

第7条 開講時期、修業期間、入学定員については、次の通りとする。

コース名	開講時期	修業期間	入学定員	クラス数
4月コース	4月1日	4月1日～9月30日	90名	3クラス
5月コース	5月1日	5月1日～10月31日	90名	3クラス
6月コース	6月1日	6月1日～11月30日	90名	3クラス
7月コース	7月1日	7月1日～12月31日	90名	3クラス
8月コース	8月1日	8月1日～翌年1月31日	90名	3クラス
9月コース	9月1日	9月1日～翌年2月28日	90名	3クラス
10月コース	10月1日	10月1日～翌年3月31日	90名	3クラス
11月コース	11月1日	11月1日～翌年4月30日	90名	3クラス
12月コース	12月1日	12月1日～翌年5月31日	90名	3クラス
1月コース	1月4日	1月4日～6月30日	90名	3クラス
2月コース	2月1日	2月1日～7月31日	90名	3クラス
3月コース	3月1日	3月1日～8月31日	90名	3クラス

(教職員組織及び事務職員)

第8条 本研修科に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 専任教員 1人以上
- (3) 事務職員 1人以上

(授業、学習指導)

第9条 授業は、配布する指定テキスト等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

- 2 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。
- 3 受講者は細則別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、提示された学習課題について各科目毎に期限内にレポートを提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

レポート提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第10条 各科目の面接授業は、細則別表1に定める科目及び時間数とする。

(受講資格)

第 11 条 原則として、介護福祉士国家試験の受験を希望する者

(科目の合否、再評価、修了認定)

第 12 条 細則別表 1 に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、レポート及び面接授業に合格しなければならない。レポート、試験等の採点結果は、90 点以上を優 80 点以上を良、70 点以上を可、70 点未満を不可とする 4 段階とし、可以上を合格とする。

- 2 面接授業は細則別表 1 に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。
- 3 全科目の判定の結果、不合格の科目については、レポートの再提出及び再評価を行う。
- 4 全科目に合格した者については、介護福祉士実務者研修の修了を認定し、修了証を授与する。

(休学、復学)

第 13 条 病気その他やむを得ない事情によって、履修を修了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学をすることができる。

- 2 前項の者が復学しようとする場合には、届け出て、復学することができる。

(退学)

第 14 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(賞罰)

第 15 条 介護福祉士実務者研修科の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第 21 条及び第 22 条の規定を準用する。

(受講料)

第 16 条 受講料は所有している資格等の区分により下記に掲げる通りとする。

所有資格等	受講料
介護職員基礎研修	46,200円
訪問介護員研修1級	112,200円
訪問介護員研修2級	194,000円
訪問介護員研修3級	205,000円

認知症実践者研修	237,700円
介護職員初任者研修	194,000円
喀痰吸引等研修	195,300円
無資格者	241,500円

テキスト代金を含み、通信手数料は含まない。

- 2 いったん納入した受講料については、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(研修受講において知り得た個人情報についての受講者の守秘義務)

第17条 研修実施において知り得た受講者に係る個人情報について、次のいずれかの場合を除いては、研修実施中のみならず、研修実施後においても他者に漏らし、あるいは他者に提供しない。

- ① 所轄官庁へ研修修了者名簿を送付するとき
 - ② 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき
 - ④ その他、所轄官庁が指示又は承認したとき
- 2 受講者に対して、研修の受講中において知り得た個人情報を研修受講中のみならず研修受講後においても他者に漏らし、あるいは他者に提供することのないよう十分指導を行う。
- 3 受講者は、研修受講において知り得た他の受講者に係る個人情報について、1の②③又は④のいずれかの場合を除いては、研修受講中のみならず研修受講後においても他者に漏らし、あるいは他者に提供してはならない。

(その他研修の実施に関し必要な事項)

第18条 その他研修の実施に関し必要な事項は、学校長が別途定める。

附則

- 1 本細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本細則は平成26年6月1日から施行する。
- 3 本細則は平成28年4月1日から施行する。
- 4 本細則は令和3年4月1日から施行する。

なお、令和 3 年 3 月 31 日以前の入学者については、従前の学則による。

5 本細則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和 8 年 3 月 31 日以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表 1

介護福祉士実務者研修科（通信課程）授業科目、授業時間数、添削回数

科 目	時間数		添削回数
	面接授業 時間	印刷教材による 自宅学習時間	
人間の尊厳と自立		5	1 回
社会の理解 I		5	1 回
社会の理解 II		3 0	1 回
介護の基本 I		1 0	1 回
介護の基本 II		2 0	1 回
コミュニケーション技術		2 0	1 回
生活支援技術 I		2 0	1 回
生活支援技術 II		3 0	1 回
介護過程 I		2 0	1 回
介護過程 II		2 5	1 回
介護過程 III	4 5		
発達と老化の理解 I		1 0	1 回
発達と老化の理解 II		2 0	1 回
認知症の理解 I		1 0	1 回
認知症の理解 II		2 0	1 回
障害の理解 I		1 0	1 回
障害の理解 II		2 0	1 回
こころとからだのしくみ I		2 0	1 回
こころとからだのしくみ II		6 0	1 回
医療的ケア		5 0	1 回
合計	4 5	4 0 5	

(注 1) 介護福祉士実務者養成施設における教育の内容に相当すると認められる研修であってあらかじめ厚生労働大臣の届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除する。

(注2) 医療的ケアについては、他に演習がある。

(注3) 介護過程Ⅲの面接授業については90分で120分授業とし、2時間相当の授業時間数とみなす。(スクールアワーを適用する。)

細則別表2

受講研修別履修免除科目一覧表

教育内容	時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	認知症 実践者研修	喀痰吸引 等研修
			1級	2級	3級			
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○		
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○		
社会の理解Ⅱ	30		○			○		
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○		
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○		
コミュニケーション技術	20		○			○		
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○		
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○		
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○		
介護過程Ⅱ	25		○			○		
介護過程Ⅲ(スクーリング)	45					○		
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○		
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○		
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	○	
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	○	
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○		
障害の理解Ⅱ	20		○			○		
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○	○		○		
こころとからだのしくみⅡ	60		○			○		
医療的ケア	50							○
実務者研修受講時間数	450	320	95	320	420	50	420	400

※○は、履修免除科目を示します。

看護師科に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、藤仁館医療福祉専門学校が附帯教育として設置する看護師科の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本課程は、学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、准看護師としての経験をもとに看護師として必要な基礎、専門知識、技能を教授し、看護師国家試験の受験資格を与え、専門職業人として主体的に社会の求めるところに応じた活動ができる看護師を育成することを目的とする。

(位置)

第3条 本課程は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町 28 番地 1 に置く。

(科名、課程、修業年限、入学定員)

第4条 科名、課程、修業年限、校舎、定員、総定員

科名	課程	修業年限	スクーリング会場	入学定員	総定員
看護師科	2年課程 (通信制)	2年	高崎本校 群馬県高崎市東町 28 番地 1	300名	600名
			高松町キャンパス 通信添削センター・第二教務室 群馬県高崎市高松町 14 番地 2		
			太田キャンパス 群馬県太田市飯田町 1303-1 アルモニビル 2 階		
			熊谷キャンパス 埼玉県熊谷市筑波 1-26-1 サンハイツ大和第二 1 階		
			大宮キャンパス 埼玉県さいたま市大宮区仲町 1 丁目 110 番地 大宮 NSDビル 7 階		
			南浦和キャンパス 埼玉県さいたま市南区南浦和 2-39-16 第五大雄ビル 2 階		
			池袋キャンパス 東京都豊島区西池袋 3-27-12 池袋ウエストパークビル 9 階		
			横浜キャンパス 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3-32-14 新港ビル 2 階		
			北千住キャンパス 東京都足立区千住 1-11-2 Jプロ北千住ビル 3 階		

2. 本校の在学期間は、修業年限の 2 倍の期間とする。この場合において、在学期間の計算については、休学期間は算入しないものとする。
3. 通信添削センターを群馬県高崎市高松町 14 番地 2 高松町キャンパス内に置く。

(授業科目、授業時間)

第5条 授業科目及び授業時間等は通信別表(1)の通りとする。

(学期)

第6条 学期は、次の通りとする。

前期	4月1日～9月30日まで
後期	10月1日～3月31日まで

(教職員組織及び事務職員)

第7条 本課程に次の職員を置く。

学校長	1名
養成所長補佐	1名
専任教員	10名以上（教務主任及び実習調整者を含む）
添削指導員	10名以上
事務長	1名
専任事務職員	2名以上
学校医	1名

(入学資格)

第8条 本課程の入学資格は、准看護師免許を得た後、7年以上准看護師として業務に従事している者とする。

(入学志願手続き)

第9条 本課程に入学を志願する者は、入学願書及び別途定める書類に、通信別表(3) に定める検定料を添えて期限までに提出しなければならない。

(入学選考)

第10条 前条の手続きを完了した者に対して、提出された出願書類を精査し、総合的に入学の選考を行う。

(合格決定)

第11条 入学試験の結果により、入試委員会の議を経て入学試験合格を学校長が決定する。

(入学手続き、入学許可)

第12条 入学試験合格者は、指定する期日までに別に定める誓約書を保証人が連署の上、通信別表(3)に定める入学金及び授業料・その他の納入金を添えて入学手続きを行う。

2. 本課程は、入学すると同時に放送大学にも入学する必要があり、所定の手続きを行わなければならない。但し、既に放送大学に在学している者、または本校における放送大学の必要単位をすべて修得している者についてはその限りではない。
3. 学校長は入学手続きを完了した者に対して、入学を許可する。

(保証人)

第13条 本則第19条(3)の規定を準用する。

(休学)

第14条 学生が休学しようとするときは、別に定める休学願を保証人が連署の上、学校長に提出し、その許可を受けなければならない。休学の理由が傷病等による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(復学)

第 15 条 休学中の学生が復学しようとする時は、別に定める復学願を保証人が連署の上、学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 休学期間は、1 年以内とする。

(退学)

第 16 条 学生が退学しようとする時は、別に定める退学願を保証人が連署の上、学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転入学・転学)

第 17 条 学校長は定員に欠員がある時は、他の看護師養成施設 2 年課程（通信制）において所定の科目を履修している者に限り書類選考の上、本校に転入を許可することができる。

2. 転入を許可された者は、所定の授業料の他、転入の年次を問わず入学金、通信費を納めるものとする。
3. 在学中に他の学校養成所等に転学を希望するときは、別に定める転学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第 18 条 本則第 23 条の規定を準用する。

(学修)

第 19 条 本課程の学修は、通信授業及び臨地実習によって行う。

2. 通信授業は、主として印刷教材及び放送授業等により行う。各科目の課題を提出し、添削指導を受けることにより行うものとする。
3. 臨地実習は紙上事例演習、見学実習、面接授業により行う。

(欠席・欠課・遅刻・早退)

第 20 条 各看護学の面接授業で欠席・欠課・遅刻・早退をしようとする場合、もしくは行った場合は所定の用紙により届け出なければならない。

2. 原則、見学実習の遅刻・早退・欠席・欠課は認められない。

(単位の計算方法)

第 21 条 単位の算出方法については、45 時間の学修を必要とする内容をもって 1 単位と構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 印刷教材による授業については、45 時間相当の印刷教材の学修をもって 1 単位とする。
- (2) 放送授業については、15 時間の放送等の視聴をもって 1 単位とする。
- (3) 臨地実習のうち紙上事例演習については、原則として 3 事例程度とし 45 時間の学修内容をもって 1 単位とする。
- (4) 臨地実習のうち、見学実習 2 日間及び面接授業 3 日間の合計 5 日間をもって 1 単位 45 時間とする。

(通信授業の単位の認定)

第 22 条 通信授業科目の評価は、単位認定試験をもって行う。単位認定試験の受験には、学習課題の合格が必須条件となる。

2. 学習課題は、60 点以上を合格とする。

3. 単位認定試験は、前期（9月）、後期（2月）に会場を指定して行う。
4. 単位認定試験の評価は4段階とし、判定基準は下記のとおりとする。

評価	認定			不可
	A	B	C	D
評点	100～	79～	69～	59～
(100点満点中)	80点	70点	60点	0点

（追試験・再試験）

第23条 学校保健法第19条規定の感染症、傷病（受診したことのわかる証明）、二親等までの血族・姻族の忌引き（会葬御礼状を添付）、自然災害、公共交通機関の事故（遅延証明書添付）など学校長が認めるやむを得ない理由により、単位認定試験を受けられなかった者は、必要な手続きにより学校が指定した日に追試験を受けることができる。

2. 追試における成績は、取得得点よりその1割を減点した得点として評価する。
3. 追試験料は、1科目につき1,000円とする。
4. 単位認定試験が不合格の場合、及び前項に該当しない自己都合による単位認定試験の受験の欠席の場合は、当該科目を再度受験しなければならない。必要な手続きにより、学校が指定した日に再試験を受けることができる。ただし、当該年度を越えての再試験は実施しない。
5. 再試験料は、1科目につき2,000円とする。
6. 再試験の得点が70点以上の場合であっても、評価はCとする。

（臨地実習）

第24条 臨地実習は、1専門領域あたり①紙上事例演習3事例程度、②見学実習2日間、③面接授業3日間をもって構成される。

2. 臨地実習は、各専門領域の学習課題に合格することで受講できる。
3. 基礎看護学及び基礎看護学実習を修得した後、他の専門領域の臨地実習に進むことができる。
4. 見学実習は、原則として本校が指定する施設において実施する。
5. 面接授業は、3日間専任教員と対面して直接授業を受ける。
6. 見学実習の施設と実施時期及び面接授業の日程は、別途定める。

（臨地実習の単位の認定）

第25条 臨地実習の評価は4段階とし、判定基準は下記のとおりとする。

評価	認定			不可
	A	B	C	D
評点	100～	79～	69～	59～
(100点満点中)	80点	70点	60点	0点

2. 紙上演習事例は、原則として3事例程度の演習を行い、看護過程の展開をもって評価する。
3. 見学実習の評価は、2日間の見学実習の実習記録等をもって評価する。
4. 面接授業の評価は、3日間の授業の出席・参加度・記録物等の内容で評価する。

（再臨地実習）

第26条 臨地実習Ⅰの紙上事例演習2回の添削指導を受けても不合格の場合は、所定の手続きをおこない、科目担当教員の指示に従い、再度事例演習を行わなければならない。

2. 臨地実習Ⅰの再事例演習は、1科目につき3,000円とする。
3. 臨地実習Ⅱの見学実習を第23条と同様の理由で欠席した場合は、必要な手続きにより、学校の指定した日に臨地実習Ⅱ追見学実習を受けなければならない。
4. 臨地実習Ⅱの見学実習が不合格の場合、又は第23条に該当しない自己都合で欠席した場合は、所定の手続きを行い、臨地実習Ⅱの再見学実習費を受けなければならない。
(コロナ等感染症に罹患した場合は、第23条の規定を準用し、追実習とし、所定の手続きの後、追見学実習を受けなければならない。ただし、施設の都合により実習のいけなかった場合はこの限りではなく、その時々々の指示を受ける。)
5. 自己都合等で臨地実習に遅刻した場合は、所定の手続きを行い、再見学実習を受けなければならない。
6. 臨地実習Ⅱの追・再見学実習費は、1科目につき3,000円とする。
7. 面接授業を欠席した場合又は目標に達成しないと科目担当教員が判断した場合は、所定の手続きを行い再面接授業を受けなければならない。

(納付金)

第27条 学生納付金通信別表(3)に規定するとおりとする。

2. 納付期限は下記のとおりとする。
 - (1) 1年次 募集要項に定める期日まで
 - (2) 2年次 1年次の3月31日まで

(納付及び納付の特例)

第28条 本則第29条の規定に準用する。

(既修得単位の認定)

第29条 本校看護師科に入学する以前に放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の2備考3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校看護師科における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚

生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の2に定める基礎分野の履修に替えることができる。

2. 放送大学の履修科目については、本校の定めている科目について認定する。
通信別表(2)

(賞罰)

第30条 看護師科の学生で賞罰に該当することがあった場合は、本則第26条及び第27条の規定を準用する。

(卒業認定)

第31条 第22条及び第25条に定める授業科目の成績評価に基づいて、卒業認定会議の議を経て、校長は卒業の認定を行う。

(卒業証書の授与)

第32条 所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(卒業延期)

第33条 前条の卒業認定を受けられなかった者は、卒業延期とし、科目修了試験や再実習を受け、未修了科目の修了認定を受けなければならない。

2. 学校長は当該者の履修が卒業基準に達した時点で、卒業を認定する。

(会議)

第34条 本則第16条の規定を準用する

2. 看護師科については、添削指導員会議を設ける。
3. 運営については、専門学校高崎福祉医療カレッジ会議規定を準用する。

(教職員の所掌事務)

第35条 藤仁館医療福祉専門学校校務分掌規定を準用する。

(健康診断および健康管理)

第36条 健康診断は次のとおり実施する。

- (1) 入学時健康診断(学校で定める健康診断を入学前に提出)
- (2) 年1回健康診断書の提出
- (3) 入学時まで感染症(麻疹・水痘・流行性耳下腺炎・風疹・結核・B型肝炎等)の抗体価検査を受ける。また必要があれば、予防接種を行う。
- (4) インフルエンザは、毎年、予防接種を行うことを強く推奨する。
- (5) コロナワクチンは国の推奨に従って接種することを強く推奨する。

(図書室)

第37条 藤仁館医療福祉専門学校図書利用規定に準ずる。

附則

1. 本細則は、令和3年4月1日から施行する。
2. 本細則は、令和4年4月1日から施行する。
なお、令和3年度の入学者については、従前の細則による。

附則

1. 本細則は、令和5年4月1日から施行する。
なお、令和4年度の入学者については、従前の細則による。

附則

1. 本細則は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1. 本細則は、令和6年7月1日から施行する。

附則

1. 本細則は、令和7年1月1日から施行する。
なお、令和6年度の入学者については、従前の細則による。

附則

1. 本細則は、令和7年4月1日から施行する。
なお、令和6年度の入学者については、従前の細則による。

附則

1. 本細則は、令和8年4月1日から施行する。
なお、令和7年度の入学者については、従前の細則による。

通信別表（1） 教育課程

教育内容		科目名	履修	単位数	時間
基礎分野	科学的思考の基盤	ICTの基礎	選択必修	2	45
		論理学	選択必修	2	45
	人間の生活・社会の理解	社会学	選択必修	2	45
		心理学	選択必修	2	45
	小計			8	180
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能	必修	2	45
	疾病の成り立ちと回復の促進	疾病と治療Ⅰ	必修	2	45
		疾病と治療Ⅱ	必修	1	45
		疾病と治療Ⅲ	必修	1	45
		疾病と治療Ⅳ	必修	1	45
		感染予防学	必修	2	45
		栄養学	必修	2	45
	健康支援と社会保障制度	社会福祉学	選択必修	2	45
		公衆衛生学	必修	2	45
	小計			15	405
専門分野	基礎看護学	基礎看護学Ⅰ	必修	2	90
		基礎看護学Ⅱ	必修	2	90
		基礎看護学Ⅲ	必修	2	90
		基礎看護学実習Ⅰ	必修	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ	必修	1	45
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論Ⅰ	必修	2	45
		地域・在宅看護論Ⅱ	必修	1	45
		地域・在宅看護論Ⅲ	必修	2	90
		在宅看護論実習Ⅰ	必修	1	45
		在宅看護論実習Ⅱ	必修	1	45
	成人看護学	成人看護学Ⅰ	必修	2	45
		成人看護学Ⅱ	必修	1	45
		成人看護学実習Ⅰ	必修	1	45
		成人看護学実習Ⅱ	必修	1	45
	老年看護学	老年看護学Ⅰ	必修	2	45
		老年看護学Ⅱ	必修	1	45
		老年看護学実習Ⅰ	必修	1	45
		老年看護学実習Ⅱ	必修	1	45
	小児看護学	小児看護学Ⅰ	必修	2	45
		小児看護学Ⅱ	必修	1	45
		小児看護学実習Ⅰ	必修	1	45
		小児看護学実習Ⅱ	必修	1	45
	母性看護学	母性看護学Ⅰ	必修	2	45
		母性看護学Ⅱ	必修	1	45
		母性看護学実習Ⅰ	必修	1	45
		母性看護学実習Ⅱ	必修	1	45
	精神看護学	精神看護学Ⅰ	必修	2	45
		精神看護学Ⅱ	必修	1	45
		精神看護学実習Ⅰ	必修	1	45
		精神看護学実習Ⅱ	必修	1	45
	看護の統合と実践	統合と実践Ⅰ	必修	2	90
		統合と実践Ⅱ	必修	2	90

		統合と実践実習Ⅰ	必修	1	45
		統合と実践実習Ⅱ	必修	1	45
	小計			46	1800
	合計			69	2385

通信別表（２）放送大学

教育内容		科目名	履修	単位数	時間
基礎分野	科学的思考の基盤	ICTの基礎	選択必修	2	45
		論理学	選択必修	2	45
	人間と生活・社会の理解	社会学	選択必修	2	45
		心理学	選択必修	2	45
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能	必修	2	45
	疾病の成り立ちと回復の促進	疾病と治療Ⅰ	必修	2	45
		感染予防学	必修	2	45
		栄養学	必修	2	45
	健康支援と社会保障制度	社会福祉学	選択必修	2	45
公衆衛生学		必修	2	45	
専門分野	成人看護学	成人看護学Ⅰ	必修	2	45
	老年看護学	老年看護学Ⅰ	必修	2	45
	小児看護学	小児看護学Ⅰ	必修	2	45
	母性看護学	母性看護学Ⅰ	必修	2	45
	精神看護学	精神看護学Ⅰ	必修	2	45
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論Ⅰ	必修	2	45
小計				32	720

通信別表（３）

本校２年課程の納入金は次の通りである。

学科名	入学金	授業料 (２年次)	実習費 (２年次)	施設設備費 通信費・教材費 (２年次)	合計
看護師科 通信課程	100,000	400,000 (400,000)	110,000 (110,000)	35,000 (35,000)	1,190,000

上記以外に必要な経費として、テキスト代や放送大学授業料がある。

２．入学検定料は 20,000 円とする。